

# 国民年金で安心

## 国民年金の保険料は月1100円

会社員は厚生年金、公務員は共済組合、船員は船員保険に加入していますが、これらの年金に加入していない人は、国民年金に必ず加入しなければなりません。たとえば自営業、農業、林業、漁業などで働く人です。

年金は、今必要でなくとも老後の生活を守り、ケガをして働けなくなったとき、一家の働き手が死亡したときにも生活を守ってくれます。すべての年金制度は、みなさんが安心して働けるようにつくられたものですから、公的年金に加入していない20才から60才未満の人は国民年金に

必ず加入してください。

国民年金の保険料は、月々1100円ですが、国がその額の半額にあたる550円をその保険料に上乗せしてくれますから、合計1650円納めたことになります。また、年金額は常に物価や所得、生活水準などの変化にあわせて改正することになっていますから、いつの時代にも対応できる価値ある年金といえ、加入者に有利になっています。

### 保険料の納めは

保険料は全期（前納）または3カ月ごとに、納付書によって近くの金融機関へ納めていただきます。なお「納付組織組合」とりまとめ組合で集金を希望される方は、納付組織組合の代表者、または年金委員にお

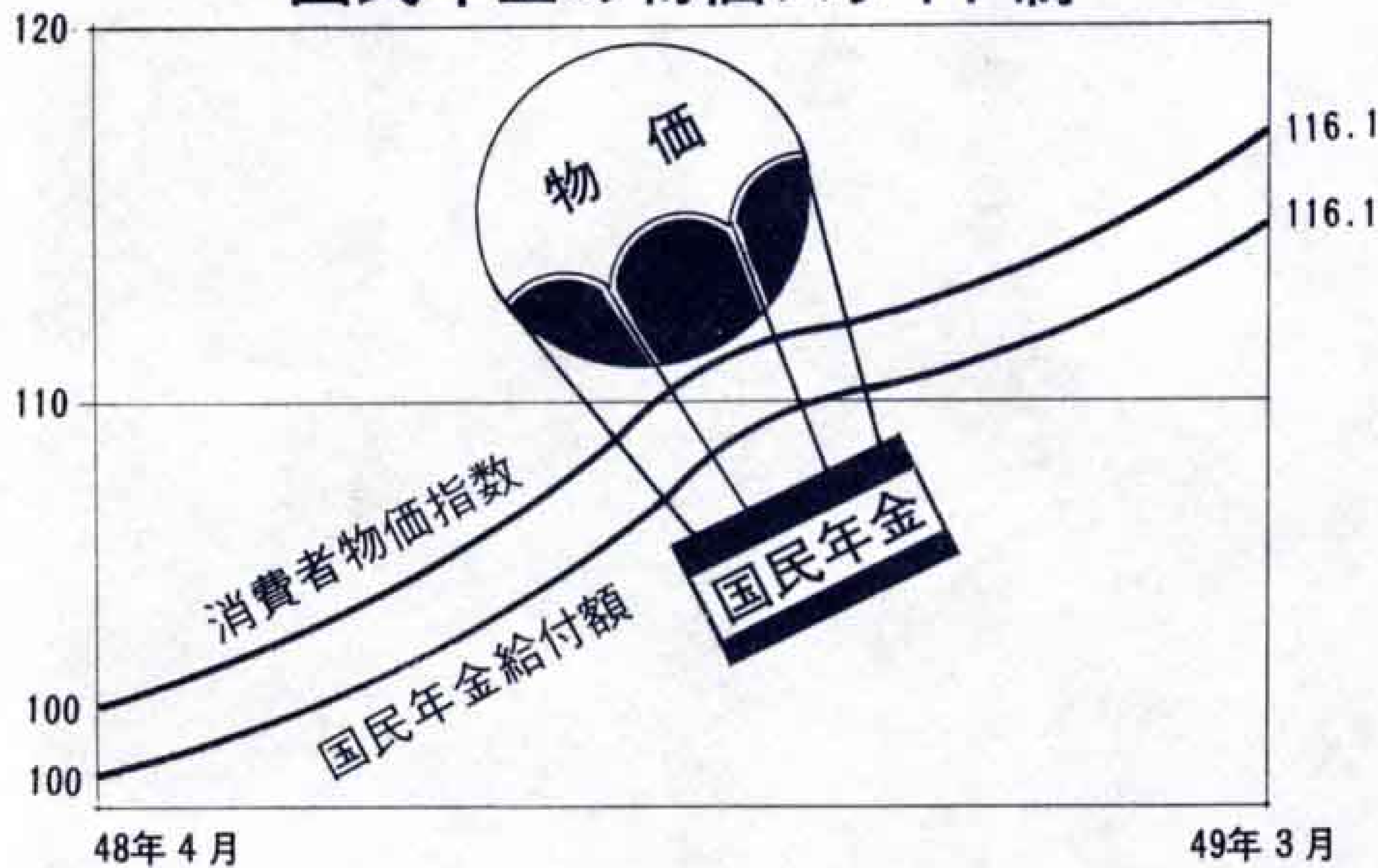
たずねください。

### 希望で加入できる人は

国民年金にはサラリーマンの奥さんや昼間部の学生さん、他の年金や恩給を受けている人、受ける資格のある人も希望すれば任意加入ができます。

また、多くの掛金を納めて、より多くの年金を希望する人には附加年金制度もあります。掛金は、通常の月1100円とは別に、月400円納めていただきます。年金額は、通常の年金とは別に、附加年金保険料を納めた月数に200円をかけた額が受けられます。たとえば、25年納めると年額6万円で、老令年金の27万8640円とあわせ、年33万8600円受けられるようになります。

## 国民年金の物価スライド制



## 2年以前の保険料は

### 12月までに納めを

保険料を納め忘れそのままにしておくと、障害年金や母子年金などが受けられなくなるばかりか、

将来、老令年金も受けられない場合もあります。せっかくの権利がムダにならないように保険料はきちんと納めてください。なお、今まで2年以上前の保険料を納めることができませでしたが、特例で50年12月までに月額900円で、2年以上前の分も納められます。納め忘れていた方はこの期間に必ず納めてください。

## 年金は無だづかいをしないで健康のために...



山崎軍治さん 80才（中里八幡町）

数え年で81になるから、年金をもらおうようになって10年になるね。  
せっき政府でくれるお金を無だづかいしてはつまんないから、自分

のからだのために栄養を取るようになっている。タバコも好きだからこのお金で買うようになっている。

3年ばかり前に仕事をしていて足を折ってからは、湯河原のお湯がいいもんで、もらったお金がある時はチョイチョイ行くです。無だづかいだけはしないようになっています。

# できる暮らしを

## 老令年金

保険料を納めた時期が25年以上ある人が満65才になったときから支給されます。ただし、昭和5年4月1日以前に生れた人は、納める期間が年令に応じて短縮されます。年金額は800円×納付月数×1.161で、25年納めると27万8640円、40年で44万5824円です。

## 障害年金

最近1年以上保険料を納めている人が病気やケガでからだが不自由になったとき支給されます。年金額は1級が年額34万8300円、2級は27万8640円です。

## 寡婦年金

老令年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに死亡したとき、その妻に60才から64才まで支給されます。年金額は、夫の受ける老令年金の半額です。

## 通算老令年金

国民年金に加入した期間、厚生年金や共済組合などに加入した期間(脱退手当金を受けた期間を除く)とを合せて25年以上ある人が、満65才になったとき支給されます。なお、納める期間は年令に応じて短縮され年金額は800円×納付月数×1.161です。

## 母子年金

最近1年以上保険料を納めている

## 遺児年金支給



## 準母子年金

最近1年以上保険料を納めている女の人が夫や父、息子をなくし、18才未満の孫や弟、妹と生活しているとき支給されます。年金額は母子年金と同じです。

## 準母子年金支給



## 老令年金支給



母子年金支給



障害年金支給



国民年金へ加入

20才

## 遺児年金

最近1年以上保険料を納めている父や母が死亡し、18才未満の子供だけがのこされたときに支給されます。年金額は母子年金と同じです。

## 死亡一時金

3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき、その遺族に一時金として支給されます。年金額は1万7000円から5万2000円です。



## 年金で身の回りの物や孫に小使いを

加藤きぬさん 77才(入山瀬)

4年程前から年金をいただいているんですが、はじめは月2000円ぐらいだったと思いますね。いまでは、昨年10月に多くなったから、月7500

円ですかー。

このお金でタビとか下着など身の回りの物を買ったり、孫にお年玉をやったりします。残ったお金は貯金して、すこしたまるとおじいさんといっしょに、お湯に行ったりします。

せっかくいただいたお金ですから大切に使っています。